

# 若者・働きたい人・資格取得希望者向け

## 就職・転職支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
地方就職支援金	都内に本部がある大学・大学院の東京圏内のキャンパスに通う学部生・院生が、道内の企業に就職し、斜里町に引っ越した際に、地方就職支援金を支給	<p>地方就職支援金を支給します。</p> <p><b>【補助額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内企業への就職活動（選考面接・採用試験・インターンシップ等）に参加するために要した交通費の半額分（上限34,000円）</li> <li>・引越に要した移転費の実費分（上限418,500円）</li> </ul>	<p>政策推進課 魅力創造係 0152-26-7708</p>
保育士等就業支援補助金（民間施設向け）	町内の民間幼児教育・保育施設（公立除く）に新たに常勤雇用で就職する保育士または幼稚園教諭で、町税等の滞納がなく、町内に住所を有する方（就職に伴う転入を含む）	<p>斜里町では、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間に、新たに町内の民間の幼児教育・保育施設で働く保育士または幼稚園教諭の方に支援金等を支給します。</p> <p><b>【就職支度金】</b> 一律10万円（ひとり親家庭20万円、1回限り）</p> <p><b>【就業支援金】</b> 就業1年経過ごとに25万円（最長3年）</p> <p><b>【住宅準備支援金】</b> 家賃3か月分・引越費用を上限25万円（1回限り）</p> <p><b>【養育支援】</b> ひとり親家庭に月額2万円</p>	<p>児童育成課 児童育成係 0152-26-8315</p>

## 若者・働きたい人・資格取得希望者向け

### 就職・転職支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
保育施設等実習・視察支援事業補助金	保育士養成校に在学中で卒業時に保育士資格取得見込みの者、または既に保育士資格を有する者で、斜里町内の保育施設等で保育実習または視察見学を希望する方（斜里町・清里町・小清水町出身以外の方）	斜里町までの往復交通費および町内宿泊費の実費相当額を補助します。  【補助額】 上限15万円 ※町内宿泊施設での宿泊が困難な場合は町外宿泊も可  【補助実施期間】 令和8年度から令和10年度まで	
保育士就職支援補助金	令和8年5月1日以降、新たに町内の保育施設等に正規職員として就職する保育士であり、雇用開始日以前3年間において、町内、清里町及び小清水町内の保育施設等に雇用されていない方	町内保育施設等に保育士として就職した方に支援金を支給します。  【補助額】 一律10万円  【補助実施期間】 令和8年度から令和10年度まで	児童育成課 児童育成係 0152-26-8315
保育士復職支援補助金	令和8年4月1日以降に町内保育施設等に会計年度任用職員（常勤）保育士として復職し、同一施設で1年以上雇用される見込みがあって、支援金の交付後も引き続き町内に定住する意思がある方	町内保育施設等に保育士として復職した方に支援金を支給します。  【支援額】 一律10万円  【支援実施期間】 令和8年度から令和10年度まで	
農業次世代人材投資事業補助金	【就農準備資金】 就農予定時に49歳以下の者で就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生	就農に向けた研修期間中の資金および独立・自営就農開始時の資金について、交付要件に基づき支援します。  【補助額】 月13.75万円(年間165万円)  【補助実施期間】 最長2年間 ※交付要件は別途	

# 若者・働きたい人・資格取得希望者向け

## 就職・転職支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
農業次世代人材投資事業補助金	<p>【経営開始資金】</p> <p>独立、自営就農時に49歳以下の者で次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者</p>	<p>就農に向けた研修期間中の資金および独立・自営就農開始時の資金について、交付要件に基づき支援します。</p> <p>【補助額】 月13.75万円(年間165万円)</p> <p>【補助実施期間】 最長3年間 ※交付要件は別途</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>
介護従事者就業支援等補助金（就職支度金、就業支援金、住宅準備支援等）	<p>令和5年4月1日以降に、町内の介護保険施設等へ新たに常勤雇用で就職した介護従事者で、過去3年間に斜里町・清里町・小清水町内の同施設での就業歴がなく、町税等の滞納がなく町内に住所を有する方</p>	<p>雇用開始から1年経過ごとに就業支援金を支給します。</p> <p>【国家資格等保有者】 年25万円（最長3年）</p> <p>【初任者研修等修了者】 年15万円（最長3年）</p>	<p>地域福祉課 介護保険係 0152-22-6167</p>
町専門職奨学金返済支援事業	<p>令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に、斜里町に新たに就職した専門職で、奨学金を借り入れている方</p>	<p>奨学金返済額の一部を毎月支援します。</p> <p>【補助額】 年間最大48万円、最大10年間（総額上限480万円） ※繰り上げ償還は対象外、退職した場合は支援終了</p> <p>対象職種： 保健師、保育士、土木技術職、介護支援専門員、社会福祉士</p>	<p>総務課 職員厚生係 0152-23-3131</p>

# 若者・働きたい人・資格取得希望者向け

## 移住・生活基盤支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
移住支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から斜里町へ移住し、就業・起業・テレワーク等の要件を満たす方</li> <li>・転入後1年以内に申請し、5年以上定住する意思がある方</li> </ul>	<p>国・北海道・斜里町が共同で移住支援金を支給します。</p> <p><b>【支援額】</b>            単身：60万円            世帯：100万円            ※18歳未満の世帯員を帯同する場合、1人につき100万円加算</p>	<p>政策推進課            魅力創造係            0152-26-7708</p>
季節労働者生活資金融資利子補給金	<p>斜里町内に住んでいる季節労働者の方で次の条件を満たす方が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計を維持している世帯主で、原則として扶養家族がいる人</li> <li>・町税等を完納している人</li> </ul>	<p>離職期間などにより生活が不安定になる季節労働者の方へ、生活費として必要な資金の「融資利率の半分を町が補助」します。</p> <p><b>【融資金額】</b>            10万円以上15万円以下</p> <p><b>【償還方法】</b>            借入から4月末まで元金据え置き、5月～12月元利均等償還</p> <p><b>【融資利率】</b>            2.00%（利息の半分を町が補助）</p> <p><b>【保証人】</b>            連帯保証人は不要</p> <p><b>【保証利率】</b>            0.6%（本人負担）</p> <p><b>【融資金融機関】</b>            北海道労働金庫 網走支店</p>	<p>商工観光課            商工労政係            0152-26-8375</p>

## 若者・働きたい人・資格取得希望者向け

### 資格等取得支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
保育士資格取得支援事業	斜里町に住所を有し、令和4年度～令和8年度末までに実施された保育士試験により保育士資格を取得した方で、資格取得後2年以内に町内の子育て関係施設等で、1日6時間以上・月18日以上勤務実績が通算12か月以上ある方	保育士試験による資格取得に要した費用の一部を補助します。  【対象】 受験講座費用、教材費、受験料、受験に伴う宿泊・交通費等  【助成額】 上限15万円／1人	児童育成課 児童育成係 0152-26-8315
新規狩猟者確保対策補助金	・ 第一種猟銃免許および銃砲所持許可を取得した方で、斜里町内に住所を有し、免許取得時の年齢が50歳未満の方 ・ 北海道猟友会斜里支部斜里分会に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に3年以上従事する意思のある方	第一種猟銃免許取得および銃砲所持許可取得に要した経費を補助します。  【対象】 予備講習受講料、試験・申請手数料、診断書、射撃講習費用等  【助成額】 1人あたり上限9万円	環境課 自然環境係 0152-26-8217
猟銃等取得補助金	・ 斜里町内に住んでいる方で有害鳥獣対策に協力する方 ・ 新たに猟銃や関連器具を取得する場合 ・ エゾシカなどの有害鳥獣対策を目的として狩猟に取り組むとき	猟銃などの取得や必要な器具購入にかかる費用の一部を助成します。  【対象】 ・ 第一種猟銃免許取得経費 ・ 銃砲所持許可取得経費  【助成額】 1人あたり上限33万円	